

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針

2020年5月15日制定

2020年5月25日最終改定

一般社団法人 日本損害保険協会

1. はじめに

一般社団法人日本損害保険協会（以下、当協会という）では、「災害等発生時対策基本方針」に基づき「災害等発生時行動基本計画」を定めており、同計画において、感染症発生時における従業員に対する安全配慮義務等の観点から、必要に応じて感染防止策を実施する旨を定めている。

今般の「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言発出に際し、損害保険業界では、損害保険業の社会的使命を果たしつつ、「災害等発生時行動基本計画」に応じた感染防止の取組みを進めてきた。しかし、今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が解除された段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、お客さま、代理店、従業員等の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間は、引き続き感染防止に向けた取組みが必要である。

以上の状況から、当協会は、新型コロナウイルス感染症対策に係る基本的な考え方や具体事例を本基本方針にて定めることとした。当協会会員会社（以下、会員会社という）は、本基本方針を参考にし、業務運営にあたり法令等および政府や都道府県の要請等に従い、感染拡大防止に最大限努めると同時に、お客さま、代理店、従業員等の健康と人命保護を最優先とし、お客さまに必要なサービスの提供を可能な限り維持・継続することが望ましいと考える。

なお、本基本方針は、新型コロナウイルス感染拡大の動向や専門家の知見および政府対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症対策における基本的な考え方

会員会社は、お客さま、代理店、従業員等の健康・人命保護を最優先とすることを大前提とし、そのうえで、損害保険会社が提供するサービスが社会機能の維持に不可欠な金融インフラであることを自覚し、必要なサービスを可能な限り継続して提供していくことが求められている。

なお、会員会社の本部や店舗設置地域は、各々異なるため、地域ごとの感染状況等の違いにより、感染対策についても各会員会社が適時適切かつ柔軟に対応することが必要である。

したがって、会員会社が感染対策を講じる際には、政府対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新しい生活様式」の実践例や新型コロナウイルス感染症に関する産業医等の意見・助言等を考慮しつつ、次の3. に例示する具体的な対策事例も参考にしながら、会員会社の事情や必要性等に応じた感染対策を検討するものとし、最終的な感染対策およびその実施については各会員会社の判断に委ねられるものとする。

また、政府対処方針等に変更等があった場合には、感染対策についても各会員会社の判断に基づき、適時適切に見直すものとする。

3. 具体的な対策事例

(1) 感染症対策の体制構築

- ・感染拡大時の業務継続方法や感染対策・感染予防策の実行等に係る方針や意思決定方法等について検討する体制を整える。
- ・感染拡大の状況や政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集ならびに従業員等および家族等の罹患状況の把握に関する体制を整える。

(2) 職場・オフィスにおける従業員等の感染防止

ア. 出勤・通勤

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）や時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）により、混雑する公共交通機関の利用を避ける。
- ・自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

イ. 対人距離の保持

- ・人と人との距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）保てるよう、人員配置に努める。
- ・飛沫感染防止のため、仕切りのない対面の座席配置は避ける、あるいは横並びにするなど、座席配置を工夫する。

ウ. 手洗い・咳エチケット等の励行

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。また、水道が使用できない環境下では手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。

エ. 清掃・消毒

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、共有のテーブルや椅子などの共有設備については、意識して洗浄・消毒を行う。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋等に密閉するよう努める。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。

オ. オフィスへの立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

カ. 対面活動の低減

- ・お客さま、代理店等との対話にあたっては、可能な限り、電話・メール・郵送の活用を進める等、対面活動の低減に努める。

キ. 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、出勤前に、発熱や味覚障害といった新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させ、体調の思わしくない者あるいは同居家族で感染または濃厚接触の可能性のある場合は、在宅勤務や各種休暇制度の利用を奨励する。
- ・勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・発熱などの症状により自宅療養することとなった従業員は、毎日健康状態を確認した上で、

症状がなくなり、出社判断を行う際には、発症後の経過日数や症状消失後の経過日数等を参考にする。なお、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

- ・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・上記については、事業場内の請負労働者や派遣労働者についても、請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

ク. 出張等

- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。

ケ. 会議・イベント等

- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・対面の社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最少人数とし、マスクを着用する。

コ. その他

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

4. 感染者が確認された場合の対応

(1) 従業員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒、同勤務場所の勤務者に自宅待機を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(2) 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

5. 会員会社における公表

上記の内容を踏まえ、会員会社において自主的に決定した運営方針等については、必要に応じ、各会員会社のウェブサイト等により公表し、お客さまへのご協力をお願いする。

以 上